

令和5年5月8日から



新型コロナウイルス感染症の
医療費（検査費用を含む）に
自己負担額が生じます

感染症法上の位置づけが5類感染症となり、
季節性インフルエンザ等と同様に一般診療となります

なお、**令和5年9月30日までの間は、**
次の費用が 軽減 されます



① コロナ治療薬（※）

（「薬剤費」の自己負担額 ⇒ 無料）

- ※経口薬（ラゲブリオ、パキロビッド、ゾコーバ）
点滴薬（ベクルリー）
中和抗体薬（ゼビュディ、ロナプリーブ、エバシールド）

（注）処方せん料やその他の処方薬には、自己負担が生じます

② 入院医療費

（高額療養費制度の自己負担限度額※）

※原則 **2万円を減額**した額が自己負担の上限額となります

- 〔 ・ 2万円に満たない場合はその額を減額
・ 医療費比例額が含まれる場合は比例額 + 1万円を減額 〕